

令和9年度保育所・認定こども園入所案内

隠岐の島町では、保護者の皆さまが安心して保育所・認定こども園を利用できるよう、入所申込みに必要な手続きや保育の利用についてご案内します。

1. 令和9年4月入所の申込受付

(1) 申込受付期間・場所

申込書類は各保育施設または隠岐の島町役場保健福祉課にて配布しています

	対象	受付期間	受付場所	内定通知
第1次募集	新規入所 継続入所・転園等	令和8年11月2日(月) ～ 令和8年11月27日(金)	第1 希望に記入した保育施設	1月中旬
第2次募集	転勤による転入等	令和9年2月8日(月) ～ 令和9年3月12日(金)	第1 希望に記入した保育施設 または 役場保健福祉課子育て支援係	3月中旬 ※

※転入手続きが済んでいない場合は、転入後、随時通知します。

※第1次募集では『求職活動・開業準備』を理由とする入所申込は受け付けません。

※第2次募集の選考は、第1次募集の選考後に生じた受入可能枠の範囲内で行います。

(2) 入所申込時の注意

- 新規入所を希望される場合は、希望する保育施設へ事前に相談・見学されることをおすすめします。
- 保育施設での生活において、お子さまへの配慮が必要な場合は、必ず事前に保育施設へご相談のうえ、お申し込みください。
- 申込書類の記入方法や添付書類については、本案内をよくご確認のうえ、必要事項を記入し、必要な書類をご準備ください。
- 提出書類に不備や不足がある場合は、書類がすべて揃うまで申込受付が完了しません。
- 書類によっては、作成や取得に時間を要する場合がありますので、余裕をもってご準備ください。
- 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、入所決定や保育認定を取り消すことがあります。
- 入所日は原則として各月の初日です。ただし、転入等のやむを得ない事情がある場合は、月の途中での入所を認めることがあります。
- 保育認定の有効期間満了後も引き続き入所を希望する場合や、新年度も継続して利用を希望する場合は、改めて申込書類の提出が必要です。
- 年度途中に満3歳に到達するお子さまについては、3歳到達時に、町から認定区分および認定有効期間の変更について通知します。

2. 年度途中の入所を希望する場合

(1) 『入所希望調査票』の提出について

年度途中(5月以降)の入所を希望する場合は、あらかじめ「入所希望調査票」を提出していただきます。この調査は、年度途中に入所を希望する児童の人数を把握し、保育施設の受入体制を検討するために行うものです。

※ 注意 「入所希望調査票」を提出しただけでは、入所は決まりません。

入所希望調査票は、入所希望を事前に把握するためのものであり、正式な入所申込みではありません。実際に入所を希望する場合は、別途、正式な入所申込みが必要です。

〔受付期間〕 令和8年11月2日(月)から令和8年11月27日(金)まで

〔受付場所〕 第一希望に記入した保育施設

※上記期間を過ぎても提出は受け付けますが、可能な限り期間内の提出をお願いします。

(2) 年度途中の正式な入所申込み

年度途中の入所申込みは、原則として入所を希望する月の前月15日までに正式な入所申込みを行ってください。

〔受付場所〕 第一希望に記入した保育施設

〔申込締切日・決定通知〕

入所希望月	申込受付締切日	決定通知
5月	令和 9年 4月 15日(木)	前月の25日頃
6月	令和 9年 5月 14日(金)	
7月	令和 9年 6月 15日(火)	
8月	令和 9年 7月 15日(木)	
9月	令和 9年 8月 13日(金)	
10月	令和 9年 9月 15日(水)	
11月	令和 9年 10月 15日(金)	
12月	令和 9年 11月 15日(月)	
1月	令和 9年 12月 15日(水)	
2月	令和 10年 1月 14日(金)	
3月	令和 10年 2月 15日(火)	

※申込締切日が土曜日、日曜日または祝日に当たる場合は、その直前の開庁日を締切日とします。

※入所は、保育施設の受入状況等を踏まえて決定します。申込みをしても、希望する月に入所できない場合があります。

※申込締切日を過ぎた場合、希望する月からの入所ができないことがあります。翌月以降の入所を希望する場合は、改めてご相談ください。



3. 保育施設を利用できる方

(1) 保育所・認定こども園(保育時間)を利用する場合

次のいずれにも該当する児童が対象となります。

- 隠岐の島町に住民登録があること
- 保護者(父母の両方)が「保育を必要とする事由」のいずれかに該当すること
- 0歳児の場合は、出生後8週間を経過していること

(2) 認定こども園(教育時間)を利用する場合

次のいずれにも該当する児童が対象となります。

- 隠岐の島町に住民登録があること
- 令和9年4月1日時点で満3歳以上であること

4. 保育の必要性の認定

(1) 教育・保育給付認定について

保育施設を利用するためには、児童の年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

認定区分	児童の年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当しない場合	認定こども園(教育時間)
2号	満3歳以上	父母ともに「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合	保育所(園) 認定こども園(保育時間)
3号	満3歳未満		

(2) 保育の必要量について

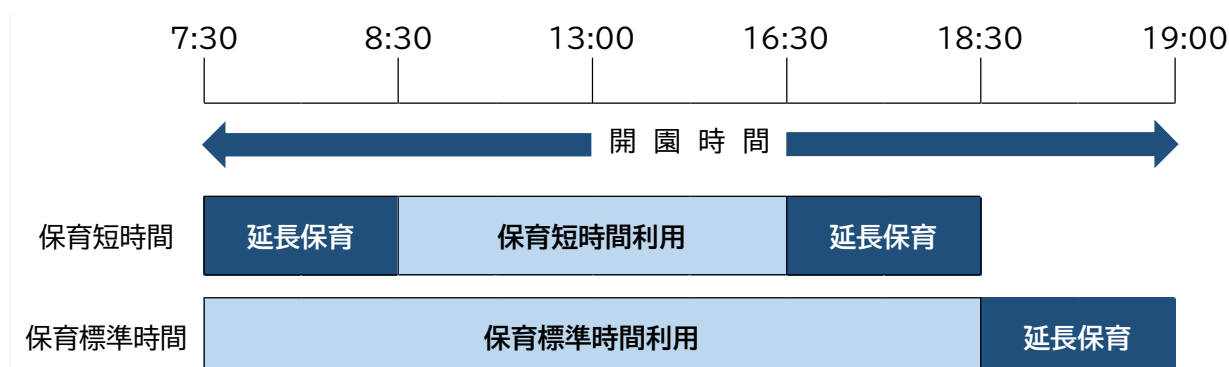
保育の必要量には「保育標準時間」と「保育短時間」があります。

標準時間	1日 11時間(7:30~18:30)
短時間	1日 8時間(8:30~16:30)

※標準時間に該当する方であっても、短時間を希望される場合は短時間として認定します。

※保育の必要量とは、保育を利用できる時間の区分のことです。

《利用時間のイメージ》



(3) 保育を必要とする事由と保育必要量

保育所・認定こども園の保育時間を利用するためには、保護者が次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

保育を必要とする事由		保育必要量	施設を利用できる期間
就 労	月 48 時間以上 120 時間未満 ^{※1}	短 時 間	就労期間中
	月 120 時間以上	標準時間	
妊 娠 ・ 出 産		標準時間	出産予定日の前後8週の属する月の初日から末日まで ^{※2}
疾病・負傷・障がい		標準時間	診断書による療養期間中
家族の 介護・看護	月 48 時間以上 120 時間未満	短 時 間	介護等の必要がなくなるまで
	月 120 時間以上	標準時間	
災 害 復 旧		標準時間	災害復旧が終わるまで
求職活動・開業準備		短 時 間	3ヵ月以内
就学・ 職業訓練	月 48 時間以上 120 時間未満	短 時 間	卒業(修了)月の末日まで
	月 120 時間以上	標準時間	
虐 待 ・ D V		標準時間	事由が解消されるまで
育児休業(育児にかかる子どもを出産する前から就労を理由に既に保育所を利用していた在園児童の継続利用のみ可)		短 時 間	育児にかかる子どもが1歳になる誕生日の前日が属する月の末日まで(延長できる場合あり)
みなし育児休業 ^{※3} (育児にかかる子どもを出産する前から就労を理由に既に保育所を利用していた在園児童の継続利用のみ可)		短 時 間	育児にかかる子どもが1歳になる誕生日の前日が属する月の末日まで

※1 就労時間が120時間未満であっても通勤事情や変則勤務で保育短時間(8:30～16:30)を超えることが多いと判断される場合は、保育標準時間(7:30～18:30)の利用を認めることがあります。

※2 出産日が予定日と異なる場合は、認定期間の終了日が変更となることがあります。出産後、認定期間が変更となる場合は保育施設から保護者へお知らせします。

※3 出産を機に離職した場合であっても、育児にかかる子どもが1歳になるまで育児休業と同様であると見なします。

(4) 育児休業中の入所について

育児休業期間中は「家庭でお子さんの保育ができる」とみなし、原則職場復帰するまでは入所はできません。ただし、育児休業開始前から既に保育所に入所しているきょうだいについては環境の変化による影響を考慮する観点から、特例として継続して入所することができます。

5. 申込に必要な書類

(1)施設型給付・地域保育型給付費等給付認定申請書兼保育所等入所申込書

- 入所希望児童1人につき1枚提出してください。
- 新規入所の場合は個人番号(マイナンバー)申告書の提出をしてください。

(2)保育を必要とする事由を証明する書類

保育を必要とする事由		必要な書類	備考
①就労	(1)就労者の場合	・就労証明書	
	(2)自営業従事者の場合	・自営業就労申立書 ・自営業を証明する書類	証明となる書類は、確定申告書、営業許可証、出荷伝票の写し、パンフレット等です
	(3)採用内定者の場合	・就労内定証明書	就労開始後に就労証明書を改めて提出してください
②妊娠・出産		・母子健康手帳の写し	表紙及び出産予定日の分かるページの写しを提出してください
③疾病・負傷・障がい		・医師の診断書(所定様式)	・医師の診断書は、入院期間または療養期間が記載された医師の証明が必要です ・各種手帳等は等級等が分かるよう写しを取ってください
④家族の介護・看護		・介護・看護状況申告書 及び ・医師の診断書・介護保険証・各種手帳の写し	
⑤災害復旧		・り災証明書	
⑥求職活動		・ハローワーク受付票等	
⑦開業準備		・自営業開業準備申立書	
⑧就学・職業訓練		・在学証明書、学生証の写し または ・職業訓練受講が分かる書類の写し	職業訓練受講の場合は、受講期間及び受講時間が分かるものを併せて提出してください
⑨虐待・DV		窓口にてご相談ください。	
⑩育児休業	(1)育児にかかる子どもが1歳になる誕生日の前日が属する月の末日までの入所を希望するとき	・就労証明書	育児休業期間が記載されたものを提出してください
	(2)上記期間満了後さらに育休を取得し引き続き入所を希望するとき	・就労証明書 ・育児休業による継続利用申立書	※保育所を利用している子どもの発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合に限り事由として認定します
⑪みなし育児休業 育児にかかる子どもを出産する前から、就労を理由に既に保育所を利用している子どもがいて、⑩に類するものとして継続利用が必要であると認められるとき		・育児休業に準ずる継続利用申立書 ・出産前(就労により保育所を利用していた時)の就労証明書	

6. 保育料について

(1) 保育料の算定

① 決定方法

- 保育料は、保護者の町民税の課税状況、お子さまの年度当初の年齢、認定区分などに基づいて決定します。保育料については、次ページの「【隠岐の島町利用者負担額】」をご確認ください。
- 祖父母と同居している場合は、住民票上の世帯が別であっても、二世帯住宅や母屋・離れなど、実質的に同居しているとみなします。この場合、保護者の合計収入が123万円未満であれば、同居する祖父母の所得(町民税の課税状況)も考慮して保育料を決定します。
- 保育料の決定に必要な書類が、定められた期日までに提出されていない場合は、第8階層(最高階層)で保育料を決定することがあります。
- 保育料のほか、延長保育利用料や通園バス代など、利用状況に応じて別途費用がかかる場合があります。詳しくは、利用する施設にお問い合わせください。

	4月分～8月分	9月分～3月分
算定根拠	令和8年度(2026年度)町民税所得割額 (2025年1月～12月の所得にかかるもの)	令和9年度(2027年度)市民税所得割額 (2026年1月～12月の所得にかかるもの)

② 3歳以上の保育料の無償化

令和元年10月1日から、国の制度により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもの保育料が無償化されています。

保育所・認定こども園の保育時間を利用する場合、満3歳になった後の最初の4月1日から小学校入学前まで、保育料が無償化の対象となります。

③ 第2子以降の保育料の無償化

多子世帯の子育てにかかる経済的負担を軽減するため、本町では国の制度をさらに拡大し、第2子以降の子どもが保育所・認定こども園を利用する場合、保育料を無償としています。

④ 3歳以上児の副食費の無償化

3歳以上児の副食費(おかず・おやつ代)は、原則として保護者の負担となります。

ただし、本町では、子育て支援の充実と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、町内の保育施設を利用する3歳以上児の副食費を町が負担し、保護者の負担を無償としています。

※ 副食費のほか、施設によっては別途費用がかかる場合があります(主食費、行事費など)。

(2) 保育料の納付

納付方法	金額の通知・納付時期	手続き方法
納付書 (現金)	毎月15日以降に当月分の納付書を郵送します。 月末までに役場出納室もしくは納付書に記載されている金融機関で納付してください。	口座振替の手続きを行っていない場合、納付書を送付します。
口座振替	保育を実施した月の月末に指定口座より引落をします。 振替明細(通知)書の送付はいたしません。通帳記帳をもって通知とさせていただきますのでご了承ください。	口座振替依頼書を金融機関に提出してください。※口座振替依頼書は、各金融機関窓口にて備えています。

(3)その他

- 口座残高不足等で振替ができなかった場合には、翌月 10 日(振替日が休日の場合は翌営業日)に再振替を行います。
- 口座振替依頼書提出後、振替開始までに時間を要する場合があります。その際は納付書が送付されますので、役場出納室窓口もしくは納付書に記載されている金融機関で納付してください。
- 保育料の納付がない場合は、督促状や催告書の送付のほか、金融機関や勤め先への照会及び財産の差押え等の滞納処分を行うことがありますのでご注意ください。

【隠岐の島町利用者負担額】

- ・ 保育料は、国が定める基準を上限に、町民税の課税状況等に応じて決まります。
- ・ 令和8年度における隠岐の島町保育料は下表のとおりです。(令和9年度保育料については令和9年4月上旬に決定しお知らせします。)

※参考(令和8年度保育料)

階層	定 義		保育料		認定こども園保育料 (教育時間)
			標準時間	短時間	
第1	生活保護世帯		0 円 0 円	0 円 0 円	0 円
第2	町民税非課税	ひとり親等の世帯	0 円 0 円	0 円 0 円	0 円
		上記以外の世帯	0 円 0 円	0 円 0 円	0 円
第3	町民税所得割 48,600 円未満	ひとり親等の世帯	4,000 円 0 円	3,500 円 0 円	0 円
		上記以外の世帯	10,000 円 0 円	9,500 円 0 円	0 円
第4	町民税所得割 97,000 円未満	ひとり親等の世帯	4,000 円 0 円	3,500 円 0 円	0 円
		上記以外の世帯	16,000 円 0 円	15,500 円 0 円	0 円
第5	町民税所得割 169,000 円未満		22,000 円 0 円	21,500 円 0 円	0 円
第6	町民税所得割 301,000 円未満		28,000 円 0 円	27,500 円 0 円	0 円
第7	町民税所得割 397,000 円未満		34,000 円 0 円	33,500 円 0 円	0 円
第8	町民税所得割 397,000 円以上		40,000 円 0 円	39,500 円 0 円	0 円

※保育所・認定こども園保育料(標準時間・短時間)の上段は 3 歳未満、下段は 3 歳以上の保育料です。
(年齢は 4 月 1 日基準年齢です。)

※所得階層区分の判定に用いる町民税所得割額は、実際に納付する町民税額とは異なる場合があります。子ども・子育て支援法施行令の規定により、一部の税額控除等を適用せずに算定します。

7. 生活について

(1) 保育時間等

各保育所・認定こども園の保育時間等は「11. 隠岐の島町保育施設一覧」でご確認ください。

(2) 送り迎え

- 毎朝、お子さまの健康状態をよくみて、体調の悪い時は休ませてください。
- 送迎の時間等の変更やお休みする場合は、必ず保育施設にご連絡ください。

(3) ならし保育※入所後の短縮保育であり、入所前に施設を利用できるわけではありません。

お子さまの年齢や状況によっては、利用開始当初にならし保育(少しずつ保育時間を延ばしていく保育)を行う場合があります。

(4) 延長保育(2号認定、3号認定)

- 2号認定・3号認定を受けた方が、認定された保育時間(保育標準時間 11 時間・保育短時間 8 時間)を超えて保育を希望する場合は、各施設の開所時間内に限り、延長保育を利用できます。利用を希望する場合は、事前に利用施設へご相談ください。
- 延長保育を利用する場合は、通常の保育料とは別に、30 分あたり 100 円の延長保育利用料がかかります。なお、延長保育利用料は幼児教育・保育の無償化の対象外です。

【利用料の支払方法】

私立保育所: 利用施設へお支払いください

公立保育所: 町が発行する納付書により、記載された金融機関でお支払いください。

※口座振替は利用できません。

(5) 預かり保育(1号認定)

- 1号認定を受けた方が、教育時間(5 時間)を超えて保育を希望する場合は、月 5 日を限度として預かり保育を利用できます。利用を希望する場合は、事前に保育施設へご相談ください。なお、本町の預かり保育は、幼児教育・保育の無償化の対象外です。
- 預かり保育を利用した場合は、1 回につき 500 円の利用料が必要です。利用料は、翌月に送付する納付書によりお支払いください。

※口座振替は利用できません。

(6) 給食

- 3 歳未満のお子さまには、主食・副食・おやつを提供します。3 歳以上のお子さまには、副食・おやつを提供します。
- 3 歳以上のお子さまで、主食の提供を希望する場合は、別途給食費が必要です。給食費は保育料とは別にお支払いいただきます。
- 食物アレルギー等により、特定の食品を除去する必要がある場合は、入所相談時に必ず保育施設へご相談ください。必要に応じて、医師の診断書等の書類を提出していただく場合があります。

8. 退所について

(1) 次のような場合は、保育所(園)を退所していただくことがあります。

- ① 保育の必要性など、保育施設を利用するための条件に該当しなくなった場合
- ② 保育施設を利用する必要がなくなった場合(保護者の希望による退所)
- ③ 町外へ転出する場合
- ④ 利用の継続に重大な支障がある場合や、集団での保育が困難となった場合

(2) 退所日は、町外へ転出する場合を除き、原則として月末となります。退所を希望する場合は、退所日の15日前までに、利用している保育施設を通じて「退所届」を提出してください。

9. 入所後の注意点

(1) 世帯や保護者の状況等に変更があった場合

入所後に世帯の状況や保護者の就労状況などに変更があった場合は、変更後の状況を記載した「施設型給付・地域保育型給付費等給付認定申請書兼保育所等入所申込書」と必要な書類(5ページ参照)を提出してください。

※ 様式は各保育施設に備えています。受付締切は、年度途中入所の申込みと同様です。

(2) 育児休業中も継続して利用する場合

「就労」を理由に保育所を利用していた方が、出産後に育児休業を取得し、育児休業期間中も引き続き保育所の利用を希望する場合は、改めて申請が必要です。(期間満了の約1か月前に、手続きについてご案内します。)

※ 育児休業期間中の継続利用は、出産前から「就労」を理由として保育所を利用していた児童を対象とした特例です。妊娠・出産を理由として新たに入所した場合は、この特例の対象となりません。この場合は、認定期間(出産日後8週の属する月の末日)をもって退所となります。

また、育児休業期間中は、転園や新規入所の申込みはできませんので、ご注意ください。

(3) 病気や負傷等による利用期間を延長する場合

病気や負傷等を理由として保育所を利用している方が、利用期間を延長したい場合は、改めて申請が必要です。申請の際は、町所定の診断書も提出してください。

(4) 求職活動を理由として利用している場合

求職活動を理由とする保育所の利用期間は、3か月以内です。3か月の期間内に就労(または就労先が決定)しなかった場合は、期間満了後、同じ「求職活動」の理由で再度申請することはできませんので、ご注意ください。

3か月以内に就労が決まった場合は、「就労」を理由とする認定への変更手続きが必要です。速やかに必要な書類をそろえて申請してください。

※ 様式は各保育施設に備えています。受付締切は、年度途中入所の申込みと同様です。

10. その他の保育サービス

サービス名	実施施設	内容	対象	利用料※2	利用方法
休日保育	下西保育所 ☎ 2-4612 《開園日・時間》 日曜日・祝日・年末※1 7:30～18:30	保育所等を利用しているお子さまで、保護者の就労等により、日曜日・祝日等に家庭で保育できない場合に利用できます。	・町内の保育施設の園児 ・町内の小学校に在籍する小学3年生までの児童	1日:2,500円	①事前に実施施設へ「休日保育利用登録申請書」を提出してください。 ②利用日の2日前までに、実施施設へ必要書類を提出してください。 ※初めて利用する場合は、事前に実施施設へ利用方法や必要書類をご確認ください。
一時預かり	町内各保育施設 《開園日・時間》 月曜日～金曜日 8:30～16:30	保護者の病気や負傷、冠婚葬祭、育児による心理的・身体的負担の軽減などにより、一時的に家庭で保育できない場合に、月12日を限度として利用できます。	小学校就学前で、町内の保育施設を利用していない児童	1日:2,000円	①利用を希望する保育施設へご相談ください。 ※施設の状況により、利用できない場合があります。 ②施設へ必要書類を提出してください。
病後児保育	隠岐共生学園 第二保育所 ☎ 2-0129 《開園日・時間》 月曜日～金曜日 8:30～17:30	お子さまが病気の回復期にあり、病状が急変するおそれがない場合で、保護者の就労等により家庭で保育できないときに利用できます。	町内に居住する小学3年生までの児童	○町内保育施設の園児 …無料 ○在宅児童・小学生 …1日2,000円 ○放課後児童クラブを利用する児童 …1日300円	①実施施設へご連絡ください。 ②実施施設へ必要書類を提出してください。 ※初めて利用する場合は、事前に実施施設へ利用方法等をご確認ください。

※1 年末は12月29日～12月31日の期間です

※2 利用料については翌月中旬に送付される納付書によりお支払いいただきます

11. 隠岐の島町保育施設一覧

	施設名	所在地	定員	受入年齢	開所日及び保育時間
私立保育所(園)	隠岐共生学園 第一保育所	西町大城の一 16 番地 9 ☎ 2-0510	60 人	生後 8 週 ▼ 就学前	月曜日～土曜日 開所時間 7:30～19:00 【標準時間】 7:30～18:30 【短 時 間】 8:30～16:30
	隠岐共生学園 第二保育所	下西 166 番地 2 ☎ 2-0129	120 人		
	双葉保育園	東郷川尻 30 番地 2 ☎ 2-5753	45 人		
公立保育所(園)	中村保育園	中村 1486 番地 1 ☎ 4-0017	30 人	生後 8 週 ▼ 就学前	月曜日～土曜日 開所時間 7:30～19:00 【標準時間】 7:30～18:30 【短 時 間】 8:30～16:30
	下西保育所	下西 462 番地 ☎ 4-0017	50 人		
	ごか保育園	郡 174 番地 2 ☎ 5-2115	60 人		
	都万保育所	都万 2431 番地 ☎ 6-2064	60 人		
公立認定こども園	原田認定こども園	原田 461 番地 ☎ 2-5106	《保育時間》 50 人	生後 8 週 ▼ 就学前	月曜日～金曜日 開所時間 8:30～13:30 (預かり保育※1 13:30～) ※春季・夏季・冬季は休業期間があります※2
			《教育時間》 20 人	3 歳児 ▼ 就学前	

※1 預かり保育は原則月 5 回まで。詳しくは 8 ページをご覧ください。

※2 【休業期間】春季:3月30日～4月3日 夏季:8月11日～8月17日 冬季:12月27日～1月5日